

情報漏えいプロテクター

Business & Personal Data Protector

万が一の情報漏えいリスクから
企業経営をお守りします！



社会環境・法制の変化等により、 企業は常に情報漏えいのリスクにさらされています。

クラウド
コンピューティングの普及



守秘義務



不正アクセス
の巧妙化



プライバシーに
対する権利意識の高揚



従業員の
不誠実行為



個人情報保護法



ひとたび事故が発生すれば

賠償金

見舞金

信用の低下

…等、多大なダメージを被ります。

このような情報漏えい事故が想定されます。

内 容

メーカーのショッピングサイトが不正アクセスを受け、顧客の氏名やクレジットカード情報等の顧客情報が外部へ流出。同社に対してクレジットカード会社から不正利用に関する指摘があり、同社が調査したところ不正アクセスが判明し、損害賠償請求を受けた。

金融業の従業員が、同社の職場の端末を用いて取引先情報や顧客情報を調べ、外部業者に氏名、住所、電話番号等の情報を販売したことにより、個人情報が漏えい。これにより、同社に対して損害賠償請求がなされた。

小売業の従業員が使用する端末がウイルスに感染し、端末内の機密情報に加え、関係者や職員、家族等の個人情報が外部へ漏えいしたことにより、同社が損害賠償請求を受けた。

IT業者が運営するブロードバンドサービスの顧客情報が記録された媒体が盗難され、全会員に対して500円相当の金券等を送付したことによりコストが発生した。

サービス業の顧客・アンケート協力者の顧客情報がネットに流出。被害者からの照会が相次ぎ、同社に対し損害賠償請求がなされた。

➡ **情報漏えいプロテクター** がお役に立ちます!

情報漏えいプロテクター5つの特長

法人情報もOK!

個人情報のみならず、企業秘密となっている生産方法等、公然と知られていない特定の事業者に関する情報も対象となります。

使用人の故意も補償

一般に予防策を講じにくいとされる使用人等の犯罪リスクも補償します。

クラウド事業者に委託した情報もOK!

貴社からクラウド事業者に管理を委託した情報の漏えいも対象となります。

見舞金・見舞品費用も補償

個人情報の偶発的な漏えいについて、損害賠償責任の有無に関わらず支出した見舞金・見舞品費用をお支払いします。(ご注意)「プロテクト費用補償特約」をセットした場合に限ります。

不正アクセスによる情報漏えいも補償

サイバーテロ、ハッキング等による不正アクセスにより生じた情報漏えいも対象となります。

対象となる情報

個人情報

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報をいいます。(死者の情報を含み、記名被保険者の役員に関する情報は含みません。)。ただし、日本国内に所在する、または所在した個人情報に限ります。

法人情報

特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報をいいます。ただし、日本国内に所在する、または所在した法人情報に限ります。(ご注意)「個人情報漏えいのみ補償特約」をセットすることで、法人情報を補償対象としないことも可能です。

保険金をお支払いする主な場合

基本補償

賠償損害 (情報漏えいプロテクター特約) 個人情報 法人情報

- 被保険者(保険契約において補償を受けられる方。「貴社および貴社の役員」となります。の)自らの業務遂行の過程における情報の管理または管理の委託に伴って発生した情報の偶発的な漏えいまたはそのおそれに起因して、日本国内において保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害(3ページ記載の「お支払いの対象となる損害」に該当するもの)に限ります。以下同様です。)に対して、保険金をお支払いします。
- 被保険者が他の事業者から受託した情報を偶発的に漏えいさせたまたはそのおそれが発生した場合に、その委託者から日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。

オプション

費用損害 (プロテクト費用補償特約) 個人情報

被保険者の「自らの業務遂行の過程における個人情報の管理または被保険者以外の者への管理の委託」に伴って発生した個人情報の偶発的な漏えいまたはそのおそれによって、被保険者が当社への通知の翌日から180日間経過するまでに行ったブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置のために自ら支出した、次の費用に対して保険金をお支払いします。

- 法律相談費用 ●コンサルティング費用 ●見舞金・見舞品費用(注)
- 事故対応費用 ●広告宣伝活動費用

(注)個人情報1件につき500円限度。顧客の立場にない使用人等に対する見舞金・見舞品は除きます。

ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれが次の(1)、(2)の事由のいずれかによって客観的に明らかになった場合に限ります。

- (1) 貴社が行う公的機関に対する届出または報告等。ただし、文書による届出または報告に限ります。
- (2) 貴社が行う新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、広告等。

オプション | 賠償損害(ネットワーク危険補償特約)

日本国内における貴社のホームページの運営・管理や被保険者または使用人等による電子メールの送受信により発生した次の事由により、被保険者に対して日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- (1) 次の①から③までのいずれかに該当する事由に起因する、他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
 - ①コンピュータ・ウイルスまたはコンピュータ・ワームの感染
 - ②被保険者以外の者による不正アクセス
 - ③被保険者または使用人等が電子メールにより発信した電子情報の瑕疵(かし)
- (2) 次の①から③までのいずれかに該当する事由に起因する、他人の電子情報の消失または損壊
 - ①コンピュータ・ウイルスまたはコンピュータ・ワームの感染
 - ②被保険者以外の者による不正アクセス
 - ③被保険者または使用人等が電子メールにより発信した電子情報の瑕疵(かし)
- (3) 被保険者以外の者に対する人格権侵害(ただし、個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する人格権侵害は「賠償損害(情報漏えいプロテクター特約)」で対象となります。)

その他主なオプション特約

個人情報漏えいのみ補償特約	個人情報の漏えいまたはそのおそれによって、被保険者に対し損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対してのみ、保険金をお支払いします。
指定管理者特約	記名被保険者が指定管理者となる場合にセットいただく必要があります。
不誠実行為補償対象外特約	記名被保険者の使用人等による犯罪行為、不正行為、故意または重過失による法令違反等に起因する損害に対しては保険金をお支払いしません。

対象となる情報漏えい

対象となる情報

個人情報

法人情報

(ご注意)費用損害については、個人情報のみが対象となります。

情報保管方法

電子データベース
(サーバー、ファイル等)

紙ベース
(紙のリスト、申込書、アンケート用紙等)

紙ベースの
情報の
漏えいも対象

想定される情報漏えいの原因

外部からの攻撃
(不正アクセス、ウイルス等)

過失
(セキュリティ設定ミス、
廃棄ミス、単純ミス)

クラウド事業者等の
委託先
(委託先での情報漏えい)

内部犯罪
(従業員、派遣社員、
アルバイト等)

すべての
原因が対象

情報漏えいの時期

情報漏えいの発生時期は問いません。

最初の保険契約の保険期間開始日より前に発生した情報の漏えいもお支払いの対象とします。ただし、最初の保険契約の保険期間開始日より前に漏えいの事実または漏えいのおそれが生じたことを知っていた(知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)情報の漏えいは保険金のお支払対象になりません。



お支払いの対象となる損害

損害	損害の種類	保険金のお支払額・支払限度額
賠償損害 個人情報 法人情報	(1) 損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。) (2) 争訟費用 損害賠償に関する争訟について支出した争訟費用、弁護士費用等の費用 (3) 求償権保全費用 発生した情報漏えいまたはそのおそれについて、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用	保険金のお支払額 (左記(1)～(3)の合計額) －(保険証券記載の賠償損害の免責金額) 保険金の支払限度額 保険証券記載の支払限度額を限度額とします。
費用損害 (ご注意) 個人情報漏えいのみが対象となります。 個人情報	(1) 法律相談費用 個人情報漏えいまたはそのおそれの対応のために、法律事務所または弁護士に対して支払う相談費用。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。 (2) 事故対応費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれの直接の結果として、または個人情報の漏えいの影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実には被る損害で、次のいずれかに該当する費用 ①電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成および封筒代を含みます。) ②通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ④事故対応により生じる出張費および宿泊費 ⑤事故原因調査費用 ⑥被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 (3) 広告宣伝活動費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動(注1)に要した費用 (4) コンサルティング費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実等についての確認もしくは調査を行うため、または個人情報の回収もしくは広告宣伝活動の方法を策定するために、個人情報を漏えいされたまたはそのおそれのある本人(注2)および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、当社があらかじめ承認したものに限りします。 (5) 見舞金・見舞品費用 個人情報の漏えいまたはそのおそれにより個人情報を漏えいされたまたはそのおそれのある本人(注2)に対して、謝罪のために支払う見舞金、送付する見舞品(注3)にかかる費用。ただし、個人情報1件(注4)あたり500円を限度とし、当社があらかじめ承認したものに限りします。 (注1) 個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことに対する謝罪を表明するための社告または個人情報の漏えいの再発防止対策もしくは危機管理改善を施した旨の宣伝もしくは広告に限りします。 (注2) 顧客の立場にない使用人等は除きます。本人が死亡している場合にはその家族とします。 (注3) 記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や記名被保険者のみが提供可能なサービス、商品等は除きます。 (注4) 本人と家族の個人情報をまとめて1単位として構成されている場合は、1件とみなします。	保険金のお支払額 (左記(1)～(5)の合計額) －(保険証券記載の費用損害の免責金額) 保険金の支払限度額 賠償損害の支払限度額と別枠で、保険証券記載の費用損害の支払限度額を限度額とします。

適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合

賠償損害 費用損害 共通	<p>次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害</p> <p>①被保険者の犯罪行為(過失犯を除きます。) ②被保険者の故意または重過失による法令違反 ③被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為 ④法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為 ⑤法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為 ⑥日本国外で提起された損害賠償請求 等</p>
賠償損害	<p>次のいずれかに該当する事由により発生した事故に起因する損害または次のいずれかの損害賠償請求がなされたことによる損害</p> <p>①初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたまたは知っていたと合理的に推定される事故に起因する損害 ②継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたまたは知っていたと合理的に推定される事故に起因する損害 ③偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い ④国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。)による情報の差し控え、収用、没収、破壊、開示等。ただし消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。 ⑤被保険者による不正アクセス、ゲリラ活動等の侵害行為または犯罪行為 ⑥履行不能または履行遅延</p> <p>⑦利用目的の変更が、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められないことによりなされた損害賠償請求 ⑧被保険者が本人に対して利用目的もしくは利用目的の変更を通知しない、または公表しないことによりなされた損害賠償請求 ⑨被保険者が被保険者以外の者に情報を提供し、または情報の一部または全部の取扱いを委託したことが情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求 ⑩被保険者が被保険者以外の者と情報を共同して利用したことが情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求 ⑪被保険者が支出したと否とを問わず、違約金に起因する損害賠償請求 ⑫金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第166条第2項に定められる重要事実、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権に関する情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害賠償請求 等</p>
費用損害 (プロテクト) 費用補償	<p>次のいずれかに該当する事故または事由によって生じた損害</p> <p>①この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料 ②正当な理由がなく、通常の措置に係る費用を超えて要した費用 ③法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を、弁護士に委任したことにより生じた費用(弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要した費用を含みます。) ④記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等や記名被保険者のみが提供可能なサービス、商品等にかかる費用 ⑤初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたまたは知っていたと合理的に推定される事故</p> <p>⑥継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたまたは知っていたと合理的に推定される事故 ⑦国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。)による個人情報の差し控え、収用、没収、破壊、開示等。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。 ⑧被保険者に生じた喪失利益 ⑨履行不能または履行遅延 ⑩被保険者の不正アクセス、ゲリラ活動等の侵害行為 等</p>
賠償損害 (ネットワーク) 危険補償	<p>次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害</p> <p>①この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対して提起された損害賠償請求の中で申し立てられていた事由に起因する損害賠償請求 ②電子マネー(出入金など金銭の情報を電子化した、現物の通貨と同様の動きをするものをいいます。)に起因する損害賠償請求 ③ソフトウェア開発またはプログラム作成に起因する損害賠償請求 ④対象業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て、製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合に起因する損害賠償請求 ⑤被保険者以外の者に販売、納入または引き渡した(対価の有無を問いません。)情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求</p> <p>⑥被保険者以外の者に管理を委託されたまたはメンテナンスを行った(対価の有無を問いません。)情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 ⑦被保険者による誹謗または中傷による名誉き損または人格権侵害に対する損害賠償請求 ⑧財物(貨幣を除きます。以下同様です。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(これらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に対する損害賠償請求。ただし、記名被保険者からのコンピュータ・ウィルスまたはコンピュータ・ワームの感染による被保険者以外の者の情報システム・ネットワークまたは電子情報の損壊に起因する場合を除きます。 等</p>

年間保険料例

業種	年間売上高	賠償損害支払限度額	プロテクト費用 補償特約支払限度額	合計保険料	合計保険料 (個人情報漏えいのみ 補償特約をセットした場合)
建設業	100億円	1億円	4,000万円	約14万円	約13万円
不動産管理業	30億円	2億円	3,000万円	約20万円	約18万円
飲食店	60億円	3億円	5,000万円	約23万円	約21万円
運送業	50億円	4億円	5,000万円	約40万円	約37万円
アパレルメーカー	100億円	2億円	1億円	約59万円	約57万円
百貨店	300億円	10億円	3億円	約218万円	約214万円

(ご注意) 上記の保険料は年間保険料の一例です。実際の保険料は、告知の内容、支払限度額、払込方法等によって異なります。

1 ご契約の対象となる方

原則として情報(個人情報・法人情報)を取り扱う全事業者のみなさまが対象となります(事業者単位でご加入いただく必要があります、事業の一部のみの引受はできません。)。ただし、次の①～④に該当する事業者は対象となりませんのでご注意ください。

- ①官公庁、地方公共団体、独立行政法人 ②株式公開を行っていない消費者向貸金業者 ③冠婚葬祭互助会 ④最近の把握可能な会計年度の年間売上高が5,000億円を超える事業者

2 支払限度額・免責金額・縮小支払割合の設定

損害の種類	支払限度額	免責金額	縮小支払割合
賠償損害	1事故・期間中限度額で、1,000万円～10億円の範囲内で設定します。	なし～150万円の範囲内で設定します。	100%
費用損害 (ご注意) 個人情報漏えいのみが対象となります。	賠償損害の支払限度額とは別に、1事故・期間中につき5億円を上限とし、賠償損害の支払限度額の50%以内で設定します。1億円超の設定は所定条件の充足が必須となります。詳細は、取扱代理店または当社までお問い合わせください。見舞金・見舞品費用は個人情報1件につき500円を限度とします。	なし～10万円の範囲内で設定します。	100%

3 告知いただきたい主な事項

保険料算出の基礎

貴社の把握可能な最近の会計年度における売上高等(1年間分)。保険料確定特約をセットし確定保険料での引受となるため、保険料算出の基礎がわかる資料を告知事項申告書に添付してください。

新規設立等のため貴社の把握可能な最近の会計年度における売上高等(1年間分)が存在しない場合、または指定管理者の場合 保険期間(1年間)中の見込売上高等を告知いただきます。このように、新規設立等で「保険期間(1年間)中の見込売上高等」により保険料を算出した場合は、保険期間終了後、保険料を確定するために必要な資料^(注)を遅滞なく当社にご提出いただきます。確定した売上高等に基づき算出された保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注)実績数値の記載がある貴社作成資料の写しおよび当社様式による「通知書」をいいます。

電子データの取扱状況

個人情報を電子データでデータベースサーバー、バックアップサーバー(以下「サーバー等」といいます。)に保管する場合に、個人情報を保管するサーバー等にアクセスするためのID番号(identification number)・パスワード等の個人を特定できる認証方法の採用の有無。

(ご注意)その他、告知事項申告書に記載の告知事項がありますのでご注意ください。

4 保険料

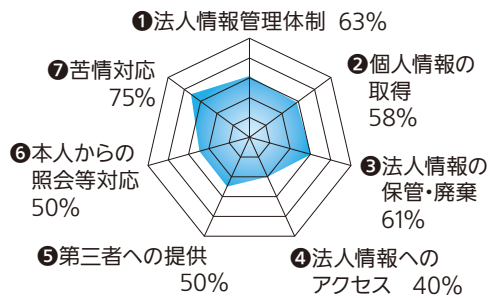
保険料算出の基礎、事業種類、各種特約のセットの有無、支払限度額、免責金額、過去の事故発生状況、割引確認シート(注)のご回答内容等に基づき、個別に算出します。

(注)「割引確認シート」のご質問事項にご回答いただくことにより、情報管理体制の診断を行い、最大40%の割引が適用できます。

5 簡易リスク診断サービス(無料)

この簡易リスク診断では、個人情報および法人情報(営業秘密等)の漏えいリスクならびに個人情報保護法等への対応に資する7項目について「情報管理チェックリスト」にご記入いただき、総合的な評価に基づき報告書を作成します。

管理項目別達成度



各項目の達成度の目安



各項目評価の解説

①法人情報管理体制	法人情報管理を統括する責任者の任命、情報管理主体の明確化、取り扱いルールの策定等の法人情報管理体制に関する項目の実施割合を示しています。
②個人情報の取得	個人情報を収集する際の手続きや情報主体からの同意の取得等の、個人情報保護法への対応も含めた個人情報を取得する際に実施すべき項目の実施割合を示しています。
③法人情報の保管・廃棄	経済産業省「営業秘密管理指針」などへの対応を含め、入手した法人情報を保管・管理する場合、もしくは不要になった法人情報を廃棄する場合に実施すべき項目の実施割合を示しています。
④法人情報へのアクセス	法人情報を利用する場合におけるアクセス権の設定、認証方法、操作の監視、持ち出し制限、使用状況の監査等の取扱方法における実施割合を示しています。
⑤第三者への提供	情報主体から預かった個人情報を委託先に提供する際の情報主体へのアナウンス方法、委託先との契約方法等、個人情報を第三者へ提供する場合に実施すべき項目の実施割合を示しています。
⑥本人からの照会等対応	照会対応窓口の設置・公開・対応マニュアル、記録の保管等の情報主体からの照会時(個人情報の開示・訂正・削除等)に対応するために必要な事項の実施割合を示しています。
⑦苦情対応	苦情対応窓口の設置等、苦情に対応するために必要な事項の実施割合を示しています。

簡易リスク診断結果(評価報告書)ご提供までの流れ

貴社より情報管理チェックリストのご提出

当社にてご記入内容に基づきリスク診断

情報管理リスク評価報告書のご提供

ご契約前にご確認いただきたいこと

お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください。

(1) 商品の仕組み

情報漏えい プロテクター	専門事業者賠償責任保険普通保険約款 +情報漏えいプロテクター特約 +各種特約
-----------------	--

(2) 補償内容

- ① 保険金をお支払いする主な場合
2ページ記載の「保険金をお支払いする主な場合」をご参照ください。
 - ② お支払いの対象となる損害
3ページ記載の「お支払いの対象となる損害」をご参照ください。
 - ③ 保険金をお支払いしない主な場合
4ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。
- なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(3) 被保険者

(保険契約により補償を受けられる方をいいます。)

- ① 記名被保険者:
保険申込書の「記名被保険者」欄に記載された方となります。
- ② 記名被保険者の役員:
会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、初年度契約の保険期間開始日以後に退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。ただし記名被保険者の役員として行われた行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に限り、
※適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(4) 保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

(5) 支払限度額等

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用等を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。
お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額(注)等につきましては、保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。
(注) 免責金額は、保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

(6) 保険料

保険料(注1)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料(注1)につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。
保険料(注1)が売上高等の実績数値に対する割合によって定められる場合は、ご契約の際に、保険料(注1)を算出するために必要な資料(注2)を当社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。
(注1) 保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金額をいいます。
(注2) 実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「告知書」をいいます。

(7) 保険料の払込方法

キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。○:選択できます ×:選択できません

主な払込方法	一般分割払 (注1)	大口分割払 (注2)	一時払
口座振替	○	○	○
クレジットカード払 (売上票方式)	○	○	○
払込票払	×	×	○
請求書払	×	×	○

(注1) 一時払保険料が20万円未満のご契約の場合、選択できます。原則として、保険料は一時払と比べて5%の割増が適用されます。
(注2) 一時払保険料が20万円以上のご契約の場合、選択できます。

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】

保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金をお支払いしません。

(8) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料払込方法が口座振替、請求書払、払込票払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌月末日まで(注)に保険料の払込みがない場合、損害賠償請求による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替で保険料が払い込まれなかったことについて、故意および重大な過失がなかった場合は、保険料払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。ただし、分割払のご契約の場合には、保険料払込期日到来前の分割保険料をあわせて払い込んでいただくことがあります。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご契約時にご注意いただきたいこと

ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください。

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険申込書(注)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります)。
保険申込書(注)に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しな

かった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書(注)の記載内容を必ずご確認ください。

詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

(注) 当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1 ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください。

(1) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務)

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

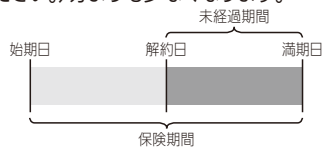
- ◇ 保険料算出の基礎数値の変更(増加または減少)が生じる場合
- ◇ ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合
- また、ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。
- ◇ 保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

(2) 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■ 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返

れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(次の図をご参照ください。)分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分以上も少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。



■ 解約に伴い、保険料の払込状況等の条件によっては、解約日または満期日等までの期間に払い込んでいただくべき保険料について追加のご請求をさせていただくことがあります。追加のご請求をさせていただいた場合には、その保険料を払い込んでいただく必要があります。

■ 保険契約を解約される場合、お申込みいただいた保険料が最低保険料(注1)(保険証券に最低保険料が記載されていない場合は5,000円)未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

■ 保険料の精算に必要なご契約の場合には、「2 保険料の精算および保険料算出のための確認資料について」によります。

2 保険料の精算および保険料算出のための確認資料について

保険料が売上高等の見込数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注2)。保険料の精算の際に、保険料を算出するために必要な資料^(注3)を当社に

ご提出いただけます。実績数値に基づき算出された確定保険料(最低保険料^(注1)に達しないときは最低保険料)と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

(注1) (ご契約後にご注意いただきたいこと)の「1(3)、2」共通 この保険では、最低保険料とは別に下限保険料(支払限度額に応じて最低限ご負担いただく保険料)を設定します。ご契約が「暫定保険料方式」の場合、下限保険料の既経過期間に対応する保険料が最低保険料を上回る場合は、最低保険料に優先し既経過期間に応じた下限保険料を適用し、下回る場合には最低保険料を適用します。下限保険料については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(注2) ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

(注3) 実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび当社様式による「通知書」をいいます。

その他ご留意いただきたいこと

〈共同保険〉

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

〈保険会社破綻時等の取扱い〉

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります(保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合(以下、「個人等」といいます。))以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。)。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

〈損害賠償請求がなされた場合のお手続きについて〉

(1) 損害賠償請求がなされた場合の当社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、次の事項を取扱代理店または当社にご連絡ください。

- 損害賠償請求を最初に知った時の状況
- 申し立てられている行為
- 原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189 (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく当社に書面によりご通知いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

当社に事故のご連絡をいただいた後に、保険金をお受け取りいただくための手続き(保険金請求手続き)が必要となります。万一の事故の際は、当社より改めてご説明いたします。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(3) 先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(4) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じてさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

〈その他〉

- ご契約に関する個人情報、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは「情報漏えいプロテクター」の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款・特約等をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が異なる場合には、このパンフレットに記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

【受付時間】

平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

(年末・年始は休業させていただきます)

万一、事故が起こった場合は

取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

当社について、もっとお知りになりたい時は!

三井住友海上のホームページ

http://www.ms-ins.com

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末・年始は休業させていただきます)

http://www.ms-ins.com

86764 1 2016.12 (新) (62)